

令和8年度 企業主導型保育事業 すまいる保育園長居  
重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、企業主導型保育事業 すまいる保育園長居（以下「事業所」という。）が保護者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業運営主体

名称	株式会社すまいる
所在地	大阪市平野区長吉出戸6丁目14番30号
電話番号	06-6797-5390
代表者氏名	代表取締役 松本 行正

2. 事業所の概要

施設の種類	企業主導型保育事業
施設の名称	すまいる保育園長居
施設の所在地	大阪市住吉区長居三丁目7番3号
連絡先	電話番号 06-6629-8640 FAX 06-6629-8640
管理者	施設長 北本 見穂
対象児童	「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の定めるところにより、保育を必要とする3歳児までの児童
認可定員	0歳児・2人、1歳児・3人、2歳児・3人、3歳児・4人 定員12名（企業枠6名、地域枠6名）
利用定員	変動あり
開設年月日	令和3年2月1日

\*非正規労働者受入推進：3名分の非正規労働者（アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員等）の児童を優先的に入所させるための定員枠を設けています。

3. 事業の目的・運営方針

事業所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「園児」という。）を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 事業所は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4. 事業所における設備の概要

##### (1) 施設

建物	構造	鉄骨造陸屋根 3 階建 1 階
	延べ面積	110.6 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場		西長居公園・長居公園

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室又はほふく室	1 室	0 歳児（ひよこ組）
保育室（又は遊戯室）	1 室	1 歳児（うさぎ組） 2 歳児（ぱんだ組） 3 歳児（くま組）
その他		調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い

#### 5. 提供する保育等の内容

事業所は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 園児に対し、保育必要時間承認書の範囲内において保育を提供する。
- (2) 園児の年齢、発達に応じた食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 子育て相談、育児情報の提供等の地域子育て支援

#### 6. 職員の職種、員数及び職務の内容 令和 8 年 4 月 1 日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	2	6	
看護師	体調不良児の看護、園児の健康管理	1	1		
調理師	給食、おやつを調理する	2		2	
子育て支援員	保育補助	2		3	
連携要員	園務の事務処理を行う	1		2	

事業所では、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育等基準」という。）の定める基準を順守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：15～20：15）シフト制
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
調理師	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

※ シフトにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から日曜日まで無休とします。

## 8. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 7時15分から20時15分までの範囲内で、就労時間等に基づき、事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

## 9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

- (1) 食事の提供方法

自園調理

- (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事・間食の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時頃	11時15分頃	15時頃	
1歳児	9時頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月、前月末までに別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

- (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

## 10. 利用料金

(月額)

3歳児以上	無償
1・2歳児	37,000円
0歳児	37,100円

※ 自社枠については、福利厚生として3割負担とする。

※ 無償化について

- ・ 3～5歳児対象の幼児保育無償化を実施しております。
- ・ 0～2歳児非課税世帯対象の無償化を実施しております。
- ・ 大阪市制度に基づき2人目以降のお子様は無料になります。  
必要な手続きにつきましては別途お知らせいたします。

- (1) 保育に係る利用者負担（保育料）

児童育成協会が定める利用者負担額（月額）を口座振替によりお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定した金額を現金でお支払いいただきます。

（減免希望の場合は世帯全員の保護者の所得証明を添えて申請）

- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 11. 利用の開始に関する事項

保育認定あるいは世帯全員の保護者の就労証明とともに入園申し込み後、事業所に入園を決定された保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。尚、就労証明は年度更新ごとに提出いただきます。

## 12. 利用の終了に関する事項

事業所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満4歳に達したとき。ただし、満4歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13. 嘱託医

事業所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科・小児科

医療機関の名称	畑小児科
医院長名又は医師名	中 篤子
内 容	・定期健康診断 年2回の実施 ・入園前健康診断 ・保健衛生の普及及び予防並びに健康相談等
所 在 地	大阪市住吉区長居 3-9-3
電 話 番 号	06-6691-5919

### (2) 歯科

医療機関の名称	しろやま歯科
医院長名又は医師名	城山 明宏
内 容	・定期口腔健康診断 年2回の実施 ・口腔衛生の普及及び歯科予防並びに口腔健康相談等
所 在 地	大阪市住吉区長居 3-8-4 畑ビル2階
電 話 番 号	06-6608-4182

## 14. 緊急時の対応

園児のケガや体調急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、原則として保護者同伴のもと、受診します。

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。								
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>■ 自動火災報知設備 …… 有</td> <td>■ 消火器 …… 有</td> </tr> <tr> <td>■ 非常警報器具・設備 …… 有</td> <td>■ 誘導灯 …… 有</td> </tr> <tr> <td>■ スプリンクラー …… 無</td> <td>■ 避難器具 …… 有</td> </tr> <tr> <td>■ カーテン・敷物・建具等で可燃性のものの防災処理 …… 有</td> <td></td> </tr> </table>	■ 自動火災報知設備 …… 有	■ 消火器 …… 有	■ 非常警報器具・設備 …… 有	■ 誘導灯 …… 有	■ スプリンクラー …… 無	■ 避難器具 …… 有	■ カーテン・敷物・建具等で可燃性のものの防災処理 …… 有	
■ 自動火災報知設備 …… 有	■ 消火器 …… 有								
■ 非常警報器具・設備 …… 有	■ 誘導灯 …… 有								
■ スプリンクラー …… 無	■ 避難器具 …… 有								
■ カーテン・敷物・建具等で可燃性のものの防災処理 …… 有									
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。								

## 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 17. 要望・苦情等に関する相談窓口

事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

事業所 ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 株式会社すまいる 運営事業本部 松本 由美子</li> <li>・ ご利用時間 月～金曜日 9:00～18:00</li> <li>・ 電話 06-6797-5690 携帯 090-8446-6468</li> </ul>
--------------------	--

※ 事業所では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等は事務所に掲載しています。

## 18. 利用者に対する保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

本園では、独立行政法人日本スポーツ振興会の災害給付制度に加入しています。

種類	災害の範囲	給付金額
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 通園中の災害の場合 2,000万円～44万円
	死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡
突 然 死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 通園中の場合 1,500万円
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 通園中の場合も同額

その他、以下の保険に加入しています。

保険の種類	損保ジャパン日本興亜株式会社 賠償責任保険
保険の内容	保育園
保険金額	身体 50,000千円 財物 50,000千円

**19. 自己評価の実施状況**

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	

**20. 事業所におけるその他の留意事項**

喫煙	事業所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分、実費徴収分）

- (1) 行事費として 毎月 1,000 円
- (2) 3 歳児以上 主食費 毎月 1,500 円  
副食費 毎月 4,500 円
- (3) 保険代 年 300 円
- (4) すまいるサブスク 紙おむつ&お尻ふき 2,500 円/月
- (5) 用品代 (単位:円)

用品名	価格 税込(円)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児
午睡用シーツ	2,640	○	○	○	○
シーツ用ワッペン	330	○	○	○	○
カラー帽子	1,100	○	○	○	○
スモック	1,801	○	○	○	○
お絵かき帳	324		○	○	○
クレパス	517		○	○	○
マーカー	1,051				○
ハサミ	550				○
のり	187				○
粘土	363				○
粘土ケース	420				○
粘土板	495				○
粘土ペラ	297				○
お道具箱	801				○
合計 (円)		5,871	6,712	6,712	10,876

※ 上記の物品は園指定です。買い換え時には園でご購入ください。

※ 事業所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

但し、口座振替で支払いの場合は、申し出のあった場合のみ、領収書を交付します。

※上記金額は、メーカー価格の変更に合わせて変更させていただきます。

Ver2026.03